

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者・個人の皆様へ

福井県産業労働部

新型コロナウイルス感染症に係る国（経済産業省）の支援策については、



経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連で検索

経営相談窓口の設置

県では、1月30日（木）から、産業政策課内に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。

売上の減少等、影響を受けている中小企業者向けの制度融資に関することや、また、利子補給制度等を創設している市町もありますので、各種融資制度等についてご不明な点についてご相談ください。

なお、最寄りの商工会議所・商工会や福井県信用保証協会等でも相談窓口を開設していますので、併せてご利用ください。

（P2の県内の経営相談窓口一覧をご参照ください。）

（相談内容の例）

県内で飲食業を経営。団体のキャンセルが相次ぎ資金繰りが心配。借入れ実績がなく、まず、どこに相談すればいいのかわからない。

→お近くの金融機関または信用保証協会をご案内。また、県では制度融資を設けているため、制度の概要などをご説明。

【お問合せ先】

福井県 産業政策課 金融グループ（相談時間は平日 8:30～17:15）
電話番号 0776-20-0373

県内の経営相談窓口一覧

1 商工会、商工会議所、中央会、産業支援センター

支援機関名	連絡先
あわら市商工会	0776-73-0248
坂井市商工会	0776-66-3324
永平寺町商工会	0776-61-0456
福井東商工会	0776-41-0206
福井北商工会	0776-56-1610
福井西商工会	0776-98-5555
越前町商工会	0778-36-0800
越前市商工会	0778-43-0877
池田町商工会	0778-44-6342
南越前町商工会	0778-47-2174
わかさ東商工会	0770-45-0222
おおい町商工会	0770-77-0135
高浜町商工会	0770-72-0226
福井商工会議所	0776-36-8111
敦賀商工会議所	0770-22-2611
武生商工会議所	0778-23-2020
大野商工会議所	0779-66-1230
勝山商工会議所	0779-88-0463
小浜商工会議所	0770-52-1040
鯖江商工会議所	0778-51-2800
福井県商工会連合会	0776-23-3624
福井県中小企業団体中央会	0776-23-3042
公益財団法人ふくい産業支援センター	
福井県よろず支援拠点（※土日の相談も対応）	0776-67-7402
総合相談窓口	0776-67-7400

2 政府系金融機関、信用保証協会

支援機関名	連絡先
日本政策金融公庫福井支店	
中小企業事業	0776-33-0030
国民生活事業	0776-33-1755
日本政策金融公庫武生支店	
国民生活事業	0778-23-1133
商工中金福井支店	0776-23-2090
福井県信用保証協会	0776-33-8311

経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者に対する資金繰り支援策として、3月16日付けで経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)を創設しました。

このほか、経営安定資金では、売上等の減少幅によって、以下の表のとおり他にも融資メニューを設けています。

詳細は県産業政策課のホームページ(「福井県金融制度」で検索)で確認するか、県産業政策課あるいは最寄りの金融機関までお問い合わせください。

資金名	売上減少幅	市町認定	融資限度	融資期間	融資利率	保証料補給
経営安定資金	3%以上	不要	8,000万円	運転 または 設備 7年以内	1.00%以下	無
セーフティネット保証支援分	5%以上	必要 (5号) ※			1.00%以下	1/3
環境変動分	10%以上	不要			1.00%以下	1/3
危機関連保証支援分	15%以上	必要 (危機関連)※			0.90%以下	1/3
新型コロナウイルス対策分	20%以上	必要 (4号) ※			0.90%以下	全額

※セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証は、売上減少の要因、減少幅について、市町が認定することで、信用保証協会が別枠で保証できる制度です。詳しくは最寄りの市町または信用保証協会にお問い合わせください。

【お問合せ先】

福井県 産業政策課 金融グループ
電話番号 0776-20-0373

専門家派遣支援

商工会・商工会議所において、新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受けている小規模事業者に対して、専門知識を有する中小企業診断士等の専門家を無料（3回まで）で派遣します。

（1）支援対象

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている県内小規模事業者
（※売上減少率等の要件はありません。）

（2）専門家派遣回数

1事業者あたり派遣回数3回まで無料

【想定される事例と専門家】 想定される事例に限らず、幅広く支援します。

売上減少に伴う資金繰り計画策定支援（中小企業診断士、税理士）
サプライチェーン毀損等対応のための補助金申請支援（中小企業診断士）
テレワーク導入可能業務の検討支援（ITコーディネーター）
雇用調整助成金の手続き支援（社会保険労務士）
時差通勤のための労務規程の見直し支援（社会保険労務士）
職場の衛生対策支援（労働衛生コンサルタント）

※公益財団法人ふくい産業支援センターにおいては、小規模事業者に限らず県内中小企業を対象に派遣回数10回まで専門家派遣支援（一部事業者負担あり）を行っています。

（3）お問い合わせ

お近くの商工会・商工会議所にご相談ください。
（P2に電話番号を記載しています。）

【お問合せ先】

福井県 産業政策課 小規模企業応援室
電話番号 0776-20-0367

中国越境EC新規参入支援

【実施時期 4月～】

新型コロナウイルス感染症の影響により、海外に渡航しての商談や営業、販売活動が困難になっていることから、日本から直接、中国の消費者に販売可能な越境ECへ新規参入しようとする県内企業を支援します。

- ① 越境ECモール「豌豆公主（ワンドウ）」内の特設ページ「福井館」への参加費用を6か月間免除
- ② 県内企業が「豌豆公主」へ出品するために、必要な経費の一部を補助（10,000円/品目の半額、5品目まで）

越境EC「福井館」

日本産品の中国向け越境ECモール「豌豆公主（ワンドウ）」に、福井県産品の販売促進のために2019年10月から開設している特設ページ詳細は、下記までお問合せください。

【お問合せ先】

福井県 国際経済課 海外展開グループ
電話番号 0776-20-0366

伝統工芸原材料確保支援

【実施時期 4月～】

新型コロナウイルス感染症対策として、伝統的工芸品を作る上で欠かせない中国からの輸入原材料が高騰した場合に備え、緊急の需要に対応する分についての調達経費を支援します。

【対象】 産地組合
(越前漆器協同組合、若狭漆器協同組合、福井県和紙工業協同組合)

【補助対象】

新型コロナウイルス感染症流行前の価格から10%を超える値上がりをした原材料（漆、こうぞ、みつまた）のうち、伝統的工芸品の指定要件にかかるもの

【補助率】 値上がり分の 2/3

【お問合せ先】

福井県 産業技術課 伝統工芸室
電話番号 0776-20-0377

海外企業の信用調査に対する支援 【実施時期 4月～】

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の海外取引先企業との取引が困難、またはリスク軽減の観点から、新規取引先の開拓を目指す県内企業に対し、海外の新規取引先や商談相手先企業の信用調査を、無料で実施します。

【内 容】 海外の新規取引先や商談先企業の信用調査

※1企業あたりの回数（件数）制限があります。

※中国、東南アジアの企業信用調査については、これまでどおり、上海およびバンコクのビジネスサポートセンターで実施します。

【お問合せ先】

県内企業の海外ビジネス相談窓口「ふくい グローバル ビジネス プラザ」
電話番号 0776-89-1140

製造業の新たな調達先の開拓支援 【実施時期 4月～】

新型コロナウイルス感染症対策として、中国に替わる新たな調達先を開拓するための事業を支援します。

【対 象】 中小企業（製造業）

【補助上限】 30万円／社

【補助率】 1／2

【想定される事業・経費】

- ・ 調達先企業・工場の確認や商談等のための旅費
- ・ 現地宿泊費
- ・ 現地での通訳料 等

【お問合せ先】

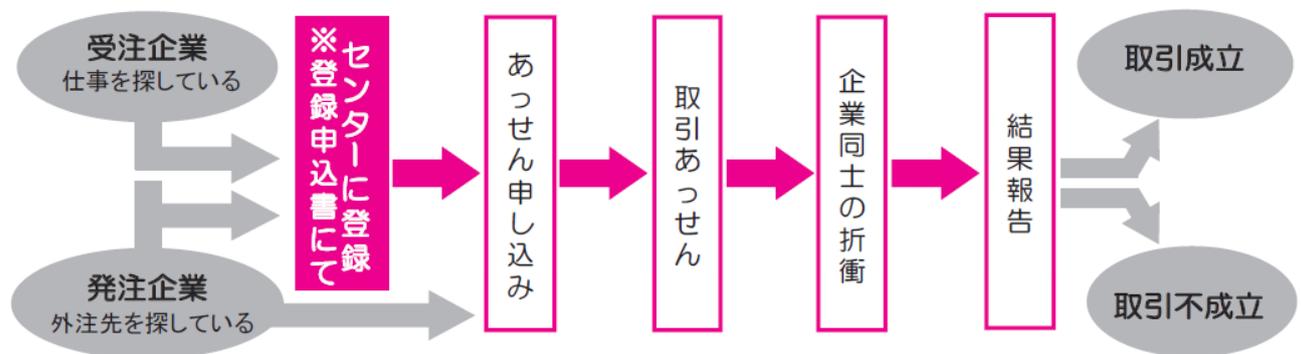
福井県 産業技術課 工業・繊維グループ
電話番号 0776-20-0370

部品調達・加工等の取引マッチング

県と公益財団法人ふくい産業支援センターにおいて、専門の取引相談員を配置し、発注企業と県内の優れた技術等をもつ受注企業との取引マッチングをしています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国内での部品の調達や加工先を探している発注企業などの支援も行います。

(1) 取引マッチングのフロー図



(2) 県内受注企業の情報

公益財団法人ふくい産業支援センターに登録されている県内受注企業160社（平成31年4月現在）の技術や保有設備などの情報を以下から閲覧できます。

<https://www.fisc.jp/hanro-web/>

【お問合せ先】

公益財団法人ふくい産業支援センター 販路・資金支援部
電話番号 0776-67-7407

勤労者ライフプラン資金貸付金の拡充

勤労者の生活の維持・向上に必要な資金を低利で融資し、勤労者の生活安定と福祉の向上を図ることを目的とした制度です。

新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休校した小学校等に通う子どもの世話等のために、休暇取得もしくは欠勤を余儀なくされた従業員の方の生活資金を融資します。

【融資対象となる方】

次の①～④の全てに該当する方

- ①福井県内に在住
- ②同一事業所に1年以上継続して勤務している
- ③ 県税に滞納がない
- ④ 令和2年3月2日から3月31日までに間に、次の(1)(2)のどちらかの理由で、休暇の取得や欠勤を余儀なくされた方

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休校した小学校等に通う子ども^(※)の世話
- (2) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども^(※)の世話

※ 小学校、義務教育学校（前期課程に限る）、特別支援学校（高等部まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等に通っているお子様等

【使 途】 上記(1)(2)のいずれかの理由による休暇や欠勤のため必要となった生活資金

【貸付限度額】 100万円

【貸付期間】 5年以内

【貸付利率】 5年以内1.1%（別途保証料0.6%）

【償還方法】 元利均等月賦償還（休暇等の期間内は元金据置（1年6か月以内）可能）

【担 保】 無担保

【保 証 人】 連帯保証人と信用保証機関による保証が必要

【申込金融機関】 北陸労働金庫 県内各支店

【申請受付期間】 令和2年3月16日～5月31日

【お問合せ先】

福井県 労働政策課 労働環境グループ

電話番号 0776-20-0389

または、北陸労働金庫 県内各支店へお問い合わせください。